

札幌市自立支援協議会白石区地域部会 規程

(目的)

第1条

札幌市自立支援協議会白石区地域部会（以下「白石区部会」という。）は、札幌市自立支援協議会（以下「全体会」という。）の下部組織として、障がい当事者、障がい福祉事業者、行政機関、その他白石区内の様々な事業者との連携のもとに、白石区で暮らしている障がいのある方が、安心して生活できる「地域づくり」を行うことを目的とする。

(活動)

第2条

1 白石区部会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) 障がい福祉関係事業者や関係機関の連携体制構築に関する活動
- (2) 障がい福祉関係事業者の資質向上を目指した活動
- (3) 障がい福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する活動
- (4) 障がい当事者のエンパワメントに関する活動
- (5) 障がい児者や家族のニーズ把握と社会資源開発に関する活動
- (6) 障がい福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動
- (7) 白石区の課題を解決するための、札幌市への施策提言
- (8) その他、目的達成に必要な活動

2 白石区部会は、前条の目的を達するため、障がい福祉以外の機関、事業所、地域住民も含めた柔軟なネットワーク構築に努める。

3 白石区部会は、前条の目的を達するため、次の例会を開催する。

(1) 定例会

定例会は、月1回開催することとし、情報共有や課題整理という役割を有する。

(2) 運営部会

①運営部会は、白石区部会の活動に必要な協議及び決定を行う。意思決定にあたっては、運営部会委員の過半数が出席し、出席した運営部会委員の過半数により決定するものとする。

②運営部会は、月1回開催することとし、活動内容は定期的に白石区部会会員へ報告するものとする。

(専門部会の設置)

第3条

1 白石区部会は、前条の活動を実行していくため、必要に応じて専門部会を設置する
2 専門部会は、提案者が専門部会設置の目的及び活動内容を説明し、運営部会で決定され、設置されるものとする。

(会員)

第4条

1 白石区部会会員は、次に掲げるもののうち、白石区部会の目的に賛同するもので構成される。

- (1) 白石区内に拠点のある障がい福祉サービス事業者
(旧法施設、地域活動支援センター、共同作業所を含む)
- (2) 白石区内に拠点があり、障がい福祉に関連する福祉施設または事業者
- (3) 白石区を担当地域とする相談支援事業者
- (4) 白石区内に居住する障がい当事者または白石区内で活動する障がい者団体
- (5) 白石区保健福祉部保健福祉課
- (6) 白石区社会福祉協議会
- (7) 白石区地域包括支援センター
- (8) 白石区内に拠点のある障がい児等福祉サービス事業者
- (9) 白石区内に拠点のある児童福祉に関連する施設または事業者

- (10) その他、委員が適當と認めるもの
- 2 障がい児者や家族を含む関係者等を臨時で参加させることができる。
 - 3 会員の中から、会長及び副会長を選任し、任期は2年とする。
 - 4 次期会長・副会長の選任については、運営部会にて協議、決定する。

(運営部会)

第5条

- 1 運営部会は、会長、副会長、相談支援事業所及び白石区保健福祉課、白石区社会福祉協議会、専門部会各部会長で構成する。
- 2 前項に掲げる者のほか、会長が適當と認める者を参加させさせることができる。
- 3 会長は、地域部会連絡会に参加することができる。

(庶務)

第6条

- 1 会議の議事進行については、部会委員の総意で決定した者が行うこととする。
- 2 白石区部会の庶務は、白石区保健福祉課が行うこととする。

(報告)

第7条

白石区部会の活動内容については、定期的に、全体会へ報告するものとする。

(委任事項)

第8条

この規程に定めるもののほか、白石区部会の運営に関して必要な事項は、会員協議のうえ定めるものとする。

附 則

この規定は、平成22年5月 1日から施行する。
この規定は、平成23年9月26日から施行する。
この規定は、平成26年9月22日から施行する。
この規定は、平成29年4月 1日から施行する。
この規定は、平成30年4月23日から施行する。
この規定は、平成31年4月 1日から施行する。